

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配置教員」という。）の採用及び移籍（現職名を変更することなく、学系、<u>講座若しくは分野又は機構</u>を異にして異動することをいう。）に係る選考（以下、「選考」という。）並びに東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）により再任を可とした戦略的配置教員の再任（以下、「再任」という。）の手續きについては、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第41条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の組織)</p> <p>第8条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総務を所掌する副学長                  (2) 副学長（前号に掲げる者を除く。） 4名                  (3) 学系長 2名                  (4) <u>各学系教授会、教職大学院教授会及び機構教授会選出の評議会評議員</u> 2名</p> <p>[省略]</p> <p>(戦略的配置教員の所属)</p> <p>第14条 第2条の規定により採用、移籍及び再任された戦略的配置教員は、本学の<u>講座又は機構</u>のいずれかに所属するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める戦略的配置教員については、本学の<u>講座又は機構</u>に所属しないものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u>                  この要項は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配置教員」という。）の採用及び移籍（現職名を変更することなく、学系、<u>講座若しくは分野、センター又は機構</u>を異にして異動することをいう。）に係る選考（以下、「選考」という。）並びに東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）により再任を可とした戦略的配置教員の再任（以下、「再任」という。）の手續きについては、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第43条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の組織)</p> <p>第8条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総務を所掌する副学長                  (2) 副学長（前号に掲げる者を除く。） 4名                  (3) 学系長 2名                  (4) <u>学系選出の評議会評議員</u> 2名</p> <p>[省略]</p> <p>(戦略的配置教員の所属)</p> <p>第14条 第2条の規定により採用、移籍及び再任された戦略的配置教員は、本学の<u>講座、センター又は機構</u>のいずれかに所属するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める戦略的配置教員については、本学の<u>講座、センター又は機構</u>に所属しないものとする。</p> <p>[省略]</p>